

静岡県立大学ハラスメント防止・対策委員会事実調査部会に関する規程

平成19年4月1日 規程第55号

改正 平成23年4月1日、平成24年4月1日、平成26年4月1日、
平成27年4月1日、令和3年4月1日、令和4年4月1日、
令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)及び静岡県立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程(以下「防止・対策規程」という。)に基づき、ハラスメントの事実調査及び事実認定に関する判断を行うために設置される静岡県立大学ハラスメント防止・対策委員会事実調査部会(以下「事実調査部会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 被害を受けたと主張する者とは、設置される事実調査部会が扱う当該事案においてハラスメントの行為により被害を受けたと主張する者のことをいう。
- (2) 被害を受けたとされる者とは、被害を受けたと主張する者又は防止・対策規程第17条第3項の規定に基づき事実調査部会が設置された場合における当該被害を受けたとされる者をいう。
- (3) 相手方とは、当該事案においてハラスメントの行為を行ったと主張される者のことをいう。
- (4) 当事者とは、被害を受けたとされる者及び相手方のことをいう。
- (5) 部局とは、各学部、各研究科(附属研究施設を含む。)、学府、各研究院(附属研究施設を含む。)、短期大学部、附属図書館及び事務局をいう。

(事実調査部会の任務)

第3条 事実調査部会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 「ハラスメントに関する事実調査及び認定マニュアル」(以下「事実調査及び認定マニュアル」という。)にそって、次の事項を行う。
 - ア 当該事案におけるハラスメントの事実関係を調査し、その結果を3か月以内に明らかにすること。ただし、3か月以内に事実調査が完了しないときで、やむを得ない事由がある場合には、防止・対策委員会の決定に基づき、相当期間延長することができる。期間を延長する場合は、防止・対策委員会は、延長する旨、その理由、延長期間等を、そのつど当事者に報告するものとする。
 - イ 当事者及び第三者から事実調査すること。
 - ウ 当該事案に係るハラスメントの事実調査の結果をとりまとめること。
 - エ 当該事案に関して行った事実調査の結果に基づき、当該事案に関するハラスメントの行為の有無について事実認定に関する判断を行うこと。
 - オ その他、当該事件の事実関係を明らかにし、事実調査の結果をとりまとめるため

に必要な事項。

- (2) 相談者への指導・助言を行うこと。
- (3) 事実調査の結果及びそれに基づく事実認定に関する判断を、防止・対策委員会に報告すること。
- (4) 事実調査の結果及びそれに基づく事実認定に関する判断に基づき、被害の救済及び環境改善のためにとるべき措置について検討し、防止・対策委員会に意見を具申すること。
- (5) その他、当該事案の事実調査に関して必要とされること。

(事実調査部会の組織)

第4条 事実調査部会は、次の各号に掲げる委員3名以上をもって組織する。ただし、原則として女性を含むものとする。また、ハラスメント相談センター長及び相談員を兼任させてはならない。

- (1) 防止・対策委員会委員から1名以上（ただし、原則として相手方の所属する部局に所属する者を除く。）
 - (2) 各部局により提出された候補者リストから、防止・対策委員会が選考する者若干名（ただし、原則として相手方の所属する部局以外の部局から選出するものとする。）
 - (3) ハラスメントについて知識、経験のある弁護士 原則として1名
 - (4) その他、防止・対策委員会が特に必要と認める者 若干名
- 2 前項第二号にいう候補者リストは、次の各号に掲げる者から成る。ただし、ハラスメント相談センター長及び相談員を候補者としてはならない。
- (1) 教員の候補者 各学部、各研究科、各研究院及び短期大学部から教員各2名（うち1名は原則として女性とする。また、ここにいう教員とは専任の教授、准教授及び講師をいう。）
 - (2) 事務系職員の候補者 附属図書館及び事務局から事務系職員2名（うち1名は原則として女性とする。また、ここにいう事務系職員とは、本学の常勤の事務職員をいう。）
- 3 候補者リストは毎年更新するものとする。
- 4 事実調査部会委員は、防止・対策委員長が任命する。
- 5 事実調査部会委員の任期は、当該事案に関する部会の任務が終了するまでとする。
- 6 事実調査部会委員は、複数の事件の部会における委員を兼任することを妨げない。
- 7 選任された事実調査部会委員について、当事者から異議が申立てられた場合には、防止・対策委員会はその異議について検討しなければならない。

(事実調査部会の開催)

第5条 事実調査部会に部会長を置き、防止・対策委員長が指名する者をもって充てる。

- 2 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。
- 3 部会長は、事実調査部会を招集し、その議長となる。
- 4 事実調査部会は担当委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。
- 5 事実調査部会の議事は、出席した担当委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長

の決するところによる。

- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会の承認を得て、担当委員以外の者の出席を求めることができる。

(第一回会合)

第6条 事実調査部会は、第一回会合において次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 部会長による指名に基づき、前条第2項の職務代行を指名すること。
 - (2) 防止・対策委員会から送付された、当該事案に関する被害救済申立書の内容を確認すること。
 - (3) 関連資料に基づき、当該事案に関する概要を確認すること。
 - (4) 当該事案に関する作業日程の概要を決定すること。
 - (5) その他、当該事案の取り扱いに関して必要な事項を確認又は決定すること。
- 2 部会長は、第一回会合の終了後、前項第1号、第4号及び第5号について決定又は確認された事項を、防止・対策委員長に報告するものとする。

(事実調査の実施)

第7条 事実調査部会は、被害救済手続の開始が申立てに基づくものであるときは、申立て人の主張を十分に聴き、その相手方に弁明の機会を十分に与えなければならない。

- 2 事実調査部会は、被害救済手続の開始が申立てに基づかないものであるときには、当事者の主張を十分に聴かなくてはならない。
- 3 事実調査部会は、被害を受けたとされる者からの事情聴取に際しては、被害を受けたとされる者が希望する場合には、防止・対策委員会委員を務める、ハラスメントについて知識、経験のあるカウンセラー立会いの下で、事実調査を行う。
- 4 事実調査部会は、当事者が希望するときには、原則として付添人を伴うことを認めなければならない。付添人は、必要な場合には、部会長の許可を得た上で発言することができる。
- 5 事実調査部会は、必要と認めるときは、第三者から事情聴取を行うことができる。
- 6 事実調査部会は、必要と認めるときは、専門家等に調査又は鑑定を依頼することができる。
- 7 事実調査は、原則としてCD等の録音媒体及び書面により記録する。
- 8 事実調査の過程で、当事者及び第三者から関連資料が提出されたときには、事実調査部会は、その提出者、提出日時、提出目的及びその他関連事項を記録の上、厳重に保管する。
- 9 事実調査部会が保管又は防止・対策委員会に提出する記録及び文書においては、当事者及び事実調査を受けた第三者が希望するときは、その者については匿名扱いとする。
- 10 事実調査部会は、事実調査の過程で、必要に応じて事実調査の経過等について防止・対策委員会に報告するものとする。
- 11 事実調査部会は、事実調査の過程で被害を受けたとされる者が被害の救済及び環境改善に関する対応又は措置を希望した場合には、その具体的内容を書面により防止・対策委員会に報告するものとする。

(事実調査の実施及び調査結果のとりまとめにあたっての注意義務)

第8条 事実調査部会及び部会委員は、事実調査の実施及び調査結果のとりまとめにあたって、次に定める事項に注意しなければならない。

- (1) 事実調査に際して、当事者及び第三者に心理的な圧力を与えたり、誘導したり、事実の揉み消しになるような言動を行ってはならない。
- (2) 相手方から「同意があった」旨の抗弁があった場合、原則としてその者に同意の存在につき立証責任があるものとする。

(事実調査部会委員の交替又は調査の打ち切りの申し出)

第9条 前条各号のいずれかに違反する行為があった場合、被害を受けたとされる者は事実調査部会に対して当該部会委員の交替、又は、事実調査の打ち切りを申し出ることができる。

- 2 前項の「部会委員の交替」の申し出があったとき、防止・対策委員会は直ちに補充の委員を選考しなければならない。

(事実調査の終了)

第10条 事実調査は、次の各号の場合に終了する。

- (1) 当事者間で事実をめぐる主張に争いがなく事実調査を続行する必要がないと、事実調査部会が判断したとき。
- (2) 証拠等により事実認定が可能であり事実調査を続行する必要がないと、事実調査部会が判断したとき（当事者間で事実をめぐる主張に争いがある場合も含む。）。
- (3) 被害を受けたとされる者が、事実調査の途中で、又は、前条第1項に規定する事実調査の打ち切りを申し出たとき。
- (4) 当事者間で重要な事実をめぐる主張に相違があり、3か月以内に当該相違が解消する見込みがなく、相当期間の延長をしても解消する見込みがないときには、防止・対策委員会の議を経て、事実調査を終了させることができる。
- (5) 前号以外で、3か月以内に事実が明らかになる見込みがなく、相当期間の延長をしてもその見込みがないときには、防止・対策委員会の議を経て、事実調査を終了させることができる。

- 2 事実調査が終了したときには、事実調査部会は、直ちに防止・対策委員会に、事実調査の結果及びそれに基づく事実認定に関する判断を書面により報告するものとする。

第11条 (削除)

(被害救済の申立ての取下げに基づく事実調査の中止)

第12条 申立人が防止・対策委員長に対して被害救済の申立てを取り下げた場合には、事実調査部会は、当該取り下げの事情を確認した上で、事実調査を中止するものとする。

- 2 前項に基づき事実調査が中止された場合には、事実調査部会は、当事者から提出された文書等を含む関連資料及び記録等を防止・対策委員会に提出する。

(被害の救済及び改善措置等に関する意見書の提出)

第13条 事実調査部会は、事実調査の結果及びそれに基づく事実認定に関する判断に基づき、必要な場合には、被害の救済及び環境の改善のためにとるべき措置、その他当該事

案への対応策について、防止・対策委員会に対して意見書を提出するものとする。

- 2 事実調査部会は、必要と認めるときは、意見書の提出に先立ち、相手方の意見を聴取することができる。

(事実調査部会の任務の終了)

第14条 事実調査部会の任務は、次の各号に定めるときに終了するものとする。

- (1) 事実認定を行い、防止・対策委員会に事実調査結果報告書及び関連する資料を提出し、必要な場合には防止・対策委員会に意見書を提出したとき。

- (2) 第12条第1項に基づき被害救済の手続を終了し、同条第2項に基づき必要な資料及び記録等を防止・対策委員会に提出したとき。

- 2 事実調査部会は、前項に基づき任務が終了した場合でも、防止・対策委員会が追加調査等が必要であると判断したときには、再び必要な任務を遂行するものとする。

第15条 (削除)

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(白紙)